

高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、若年者の在宅ターミナルケア支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することにより、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 支援事業を利用することができる者は、高砂市内に住所を有し、治癒を目的とした治療を行わない18歳以上から40歳未満までの末期がん患者とする。ただし、18歳から20歳未満の小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している者は除く。

（サービスの内容）

第3条 支援事業において提供するサービスは、訪問介護、福祉用具貸与その他市長が認めるサービスとする。

2 訪問介護の内容は身体介護、生活援助及び通院等乗降介助とし、貸与する福祉用具の種類は別表に掲げるとおりとする。

（申請）

第4条 支援事業を利用しようとする者又はその家族（以下「申請者」という。）は、高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（別紙様式1）に、末期がんであることが確認できる書類（別紙様式2）を添えて、市長に提出しなければならない。

（決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定（却下）通知書（別紙様式3）により申請者に通知するものとする。

（医師の意見の聴取）

第6条 市長は、必要と認める場合には、支援事業の利用者について、医師の意見を求めることができる。

（変更等の届出義務）

第7条 申請者は、支援事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業変更（廃止）申請書（別紙様式4）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき。

（変更決定及び変更通知）

第8条 市長は、前条第1号の規定に該当した旨の同条の申請書を受理したときは、速やかに変更の可否を決定し、高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用変更決定（却下）通知書（別紙様式5）により申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき。

(2) その他市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による中止又は取消しをしたときは、高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用取消（中止）通知書（別紙様式6）により申請者に通知するものとする。

(サービスの利用)

第10条 利用者は、第3条の規定により提供されるサービスのうち訪問介護の提供については、週3回まで受けることができる。

2 第3条の規定により提供されるサービスの利用に要する費用（以下「利用料」という。）の額は、1人当たり月6万円を上限とする。

(申請者負担)

第11条 申請者は、利用料の合計額に10分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）を申請者負担として負担する。ただし、生活保護受給世帯の場合については、申請者負担を免除する。

(サービス提供事業者への依頼)

第12条 申請者は、第3条に規定するサービスのうち訪問介護の提供を受けようとするときは、自ら訪問介護サービス等を提供する事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき県、指定都市及び中核市が指定した事業者に限る。）に依頼するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、当該事業者以外の事業者に依頼することができるものとする。

(公的負担)

第13条 市長は、申請者が利用した第3条に規定するサービスに要した費用のうち、その者の申請者負担の額を除いた金額を負担するものとする。ただし、申請者が生活保護受給世帯の場合については、その者の申請者負担に相当する額は、市長が負担する。

(助成金の請求、支払及び期限)

第14条 申請者は、第3条に規定するサービスの利用を終えたときは、申請をした日以降の当該サービスを受けていた期間中の利用料のうち自己負担分を除いた分のものをまとめて、高砂市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（別紙様式7）により市長に請求するものとする。ただし、当該期間が年度をまたがることになった場合は、市長が定める日までに、当該年度に係る当該サービスの利用について請求をしなければならないものとする。

2 市長は、申請者から助成金の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、利用料を支払うものとする。

3 申請者が第3条に規定するサービスを利用した日から助成金を請求しないまま2年を経過した場合は、その請求については効力を失うものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段によって助成を受けた者に対して、その全部又は一部の返

還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉用具の種類

1	車いす
2	車いす附属品
3	特殊寝台
4	特殊寝台附属品（介助用ベルトを含む。）
5	床ずれ防止用具
6	体位変換器
7	手すり（工事を伴わないもの）
8	スロープ（工事を伴わないもの）
9	歩行器
10	歩行補助つえ
11	移動用リフト（つり具を除く。）
12	自動排泄処理装置